

---

総 説

## 居住の権利と社会福祉学の理念に関する研究 —居住支援を推進するための視点—

岡部 真智子

福山平成大学 福祉健康学部  
(福祉学科)

E-mail : m-okabe@heisei-u.ac.jp

### 【要旨】

現代の日本には住まいの確保や安定した居住ができない実態があり、居住支援の取組みには地域差が生じている。本稿では、国際的に定められた「居住の権利」の内容を述べたうえで、これまでの先行研究で議論された内容を精査し、「居住の権利」を社会福祉学の理念から検討し、居住支援における支援者に求められる視点や姿勢を明らかにする。

「居住の権利」に関する国際条約には、世界人権宣言、国際人権規約があり、人間の居住に関する諸問題についてはハビタットⅠ～Ⅲで議論されてきた。特に国際人権規約の「一般的意見4号」では、「適切な住居」が7つの要素で定義されている。

「居住の権利」にかかる先行研究には、対象者（ホームレス、障害者）と居住の権利、災害と居住の権利、国際人権規約や国連の活動等を論じたものがある。上記の諸論文やその他内容的に関連がみられた先行研究を検討すると、いずれも「居住の権利」の重要性を説いている。にもかかわらず日本では人権規約は具体的な権利を付与するものではないと位置づけられるため、日本において「居住の権利」は広がりをみせていない。

「居住の権利」が侵害された人は、社会的排除や社会的不利の状況に置かれ、人としての尊厳が護られていない状態にある。これらの人々の「居住の権利」を実現するには、居住支援を行う者が、「居住の権利」を社会福祉の理念と照らして理解するとともに、エンパワメントの視点を持ち、住まいを視野に入れた上でクライエントを取巻く社会がソーシャル・インクルージョンとなっているか、ノーマライゼーションが実現できているかを意識することが求められる。また支援者は、居住が脅かされると生存や人格が危うくなることを深く認識し、すべての人に「居住の権利」があることを自覚して支援にあたることが求められる。

KEY WORDS : 居住の権利、社会福祉の理念、居住支援

## 1. 問題の背景と研究の目的

入居拒否により住まいを確保できない人、確保しても退去が求められるなどして、安定して居住継続ができない人は少なくない。高齢独居者や低所得者は、家賃の未払いや孤独死、退去時に家財が放置されることが不安視され、障害者や外国人、子育て世帯はほかの住民とトラブルを起こすことが危惧されて入居拒否に遭いやすい。また、老朽化した借家を解体するためにそこで暮らしていた高齢者や低所得者が退去を求められることもある。災害時には、それまで持ち家で暮らしていた人でも、住宅損壊により自宅再建が余儀なくされ、二重ローンの負担には耐えられないからと、自力再建をあきらめる人もいる。また近年は、新型コロナウイルス感染症により、仕事をなくし家賃が支払えなくなった人や、インターネットカフェで寝泊まりしていたものの感染を理由に寝る場所を失う人も出現している。

こうした人々は、2007（平成19）年施行の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、住宅セーフティネット法）において、「住宅確保要配慮者」と位置づけられる。住宅確保要配慮者は、住まいの問題のみ抱えているわけではなく、困り事を整理すると何らかの福祉的な支援を必要としていることも少なくない。こうした人々には、住まいを確保する支援とあわせて居住継続の安定のために福祉サービスにつなげるなどの居住支援<sup>1)</sup>が必要である。

2017（平成29）年に成立した改正住宅セーフティネット法では、居住支援協議会や居住支援法人の強化が盛り込まれた。居住支援協議会は、2022（令和4）年7月31日時点で全国に119か所（47都道府県と72の市区町村）設立されているが、このうち29か所（全体の24.4%）は東京都と都内の区市であり、8か所が神奈川県と同県内の市、8か所が福岡県と同県内の市（それぞれ全体の6.7%を占める）となっている。つまり、東京都、神奈川県、福岡県が居住支援協議会全体の4割を占め、居住支援の取組みは地域の偏りが大きいといえる。

地域の偏りに影響されず、誰もが住まいを確保でき、安定した居住生活を営むためには、住宅確保要配慮者を支援する人が住まいが人に及ぼす影響を認識するとともに、誰もが持つ「居住の権利」を理解していることが欠かせない。

本稿では、国際的に定められた「居住の権利」の内容を述べたうえで、これまでの先行研究で議論された内容を精査する。その上で「居住の権利」を社会福祉学の理

念から検討し、居住支援における支援者に求められる視点や姿勢を明らかにすることを目的とする。

## 2. 「居住の権利」に関する国際条約

「居住の権利」とは、英語でthe right to adequate housing、つまり「適切なハウジングへの権利」を意味し、日本語では「適切な住居に対する権利」と言い換えることができる。世界ではじめて「居住の権利」が登場したのは、世界人権宣言であり、これまで複数の国際条約で基本的人権として認められている<sup>2)</sup>。「居住の権利」とは「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」（以下、国際人権規約）11条の「適切な住居に対する権利」を意味し、「安全に、平穏に、人間として尊厳が認められる場所で生活する権利」、「住んでいる場所に住み続けることが出来る権利」を指す（近畿弁護士会連合会：31-32）。

以下では、世界人権宣言、国際人権規約に定められた「居住の権利」、そして人間の居住に関する諸問題について討議する国連主催の会議である、国際連合人間居住会議（ハビタットⅠ～Ⅲ）について説明する。

### 1) 世界人権宣言

1948年に発表された世界人権宣言は、その第25条1項で次のように記されている。

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

また第13条1項では、居住について次のように規定されている<sup>3)</sup>（外務省訳）。

すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

住まいや居住について触れている内容はわずかであるが、健康・福祉に十分な生活水準を保持する権利として「住まい」を位置づけていることがわかる。

### 2) 国際人権規約（社会権規約）

1966年に発表された国際人権規約第11条1項では、「居住の権利」について次のように示している。

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

この内容は、先述した世界人権宣言第25条1項と同じ主旨のことを意味している。その理由は世界人権宣言と国際人権規約は、もともと国際権利章典を作成するという国連の構想の下に作られ、国際人権規約は、世界人権宣言に示された権利を詳細に規定したためである（外務省「世界人権宣言と国際人権規約」）。

1991年に国連の社会権規約委員会は、社会権規約11条1項の「居住の権利」を詳細に説明する「一般的意見4号」を発表した。「一般的意見4号」では、以下の7つの要素で「適切な住居」を定義している<sup>4)</sup>。

- ① 「居住権の法的安全」強制立退きや嫌がらせ等から法的に保護されていること。
- ② 「サービス、物資、設備、インフラが利用できること」健康、安全、快適な暮らしを営むための適切な設備があり、電気・ガス・水道、ごみ処理などのインフラが利用できること。
- ③ 「アフォーダビリティ (affordability)」経済的に適切な負担で居住できること。
- ④ 「居住可能性 (habitability)」広さ、温度、湿度などが適切で、健康に対する脅威がなく、安全で健康に暮らせる居住環境であること。
- ⑤ 「アクセシビリティ (accessibility)」障害者、高齢者、疾患をかかる人など不利な状況にある人に利用可能であること。
- ⑥ 「ロケーション (location)」雇用が選択でき、医療、教育、保育などの社会サービスにアクセスできる場所にあること。
- ⑦ 「文化的に適切であること」住居の文化的側面が犠牲にされないこと、また必要に応じて、近代的な技術が確保されていること。

以上から、「適切な住居」とは、立退きを求められないという他者から排除されることを意味するだけでなく、経済的に適切な負担で住めること、広さや温度等が

健康に害を与えないこと、不利な状況にある人にとって利用可能であることなど、健康で安心して生活を送るための環境が整う住居を意味している。つまりこの7項目を満たすことが「居住の権利」の実現につながる。

### 3) 国際連合人間居住会議（ハビタットⅠ～Ⅲ）

国際連合人間居住会議（ハビタット）とは、人間の居住に関する諸問題について討議する国連主催の会議で、過去3回開催されている。第1回国際連合人間居住会議（ハビタットⅠ）は、1976年にカナダ・バンクーバーで開かれ、都市環境を整備し生活の質を改善していく人間居住政策が人権を守る上で重要であるとの共通認識のもと、「国連人間居住宣言」が採択された。そしてこのハビタットⅠを受けて「国連ハビタット」が設立された。その後20年が経ち、1996年にはトルコ・イスタンブルで、第2回国際連合人間居住会議（ハビタットⅡ）が開催された。ハビタットⅡでは、人間居住問題の基本的な指針を示す「ハビタット・アジェンダ」並びに「イスタンブル宣言」<sup>5)</sup>が採択され、この中に「居住の権利」が盛り込まれた。

「イスタンブル宣言」には次の内容が含まれている。この中で指摘された問題は、福祉的課題との親和性が高い。

多くの場合、特に途上国においては危機的な状況の悪化にあり、私たちはそれと戦わなければならない。そのためには特に先進工業国における持続不可能な消費と生産のパターンという問題に包括的に対処しなければならない。この問題とは、具体的には爆発的な人口集中の傾向に考慮を要する人口構造と人口分布の変化などを含む持続不可能な人口の変化、人々のホームレス化、貧困の増大、失業者問題、社会的差別、家庭崩壊、不適切な資源の利用、基本的なインフラや社会サービスの欠如、適切な計画の欠如、危険や暴力の増加、環境の悪化、そして災害に対する脆弱性の増大、を指す。（筆者訳）

さらに20年が経過した2016年10月には、エクアドル・キトで第3回国際連合人間居住会議（ハビタットⅢ）が開かれた。ハビタットⅢでは、前回の会議以降に各国で取組まれてきた実績をもとに、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針「ニュー・アーバン・アジェンダ」<sup>6)</sup>が採択された。「ニュー・アーバ

ン・アジェンダ」は、「キト宣言」と「キト実施計画」の合計175もの項目から構成され、今後20年間の人間居住に関わる課題の解決のための国際的な指針が示されている。

### 3. 「居住の権利」にかかる先行研究

#### 1) 全体の概要

「居住の権利」をキーワードにCiNiiで検索すると、2022年8月10日時点では63本の論文があった（講演記録や事例紹介記事を除く）。これをテーマ別に整理すると、対象者を明確にして居住の権利を論じた論文では、ホームレスや路上生活者との関連が3編<sup>7)</sup>、障害者との関連が1編<sup>8)</sup>あった。最も多いのは、災害と居住の権利に関する論文（10編）であった<sup>9)</sup>。このほかにもハビタットについて論じたものが4編<sup>10)</sup>、国際人権規約や国連の活動に関連する論文が2編<sup>11)</sup>みられる。ほかには住宅政策との関連を論じたものが6編、憲法等法律との関連を論じたものが6編、外国での取組みと居住の権利に関する論文が9編となっている。

以下では、上記の論文、また「居住の権利」というキーワードでは対象とならないもののその内容から関連があるとみられる先行研究から、①対象者（ホームレス、障害者）と居住の権利、②災害と居住の権利、③国際人権規約とハビタットにかかる先行研究を取上げ、これまで議論された内容を明らかにする。

#### 2) 対象者（ホームレス、障害者）別にみた居住の権利に関する先行研究

ここでは、福祉の対象とみなされることの多いホームレスや障害者と居住の権利がどのように論じられてきたかを明らかにする。

##### ①ホームレスや路上生活者と居住の権利

先行研究では、ホームレスが襲撃により安心して生活を送れないことや、公園等で野宿するホームレスへの強制立退きと居住の権利について論じている（窪田2004、内藤2011、岡本2019）。

内藤（2011）は、ホームレス強制立退き事件大阪高裁判決<sup>12)</sup>をもとに、居住の権利に関する憲法学的考察を行った。基本的人権としての「居住の権利」を、世界人権宣言や国際人権規約を踏まえて論じたうえで、「住居からの立退きが認められるには、『やむにやまれぬ政府利益』が存在することが政府により証明され、代替の

住居や居住環境が補償されるなど、慎重な基準と手続きが保障されなければならない」と述べている。また、適切な住宅の供給や良好な居住環境を求められた場合には、「憲法25条1項の『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』に基づいて、国に対し適切な住宅の供給や良好な居住環境を求める権利を有するのであり、国はこうした要求に応える義務を負う」と論じている。

窪田（2004）は、路上生活者に対する支援事業では「権利としての居住・自立」を根底に据え、「権利としての居住のあり様を確立していく必要がある」と述べる。また岡本（2019）は、ホームレス支援では「就労制度、防災制度、生活支援制度、保険制度、不動産仲介制度などの融合が必要で、中でも居住政策を中心に『居住の権利』保障が不可欠」と述べる。また「都市の計画は事業を実現するために経済性を優先させているが、人々の適切な居住や幸せを実現するには『居住の権利』が経済性を乗り越えていかなければならない」とも指摘する。

いずれの先行研究でも、ホームレスや路上生活者を支援する際には「居住の権利」を保障することの重要性が指摘されている。「一般的意見4号」で示された7つの要素に照らせば、ホームレスや路上生活者の居住問題は、「居住権の法的安全」と「居住可能性(habitability)」が脅かされた問題といえる。また、こうした問題が生じる背景には「アフォーダビリティ(affordability)」に課題があることは明白である。

##### ②障害者と居住の権利

熊野（2007）は、国際人権規約の義務と対比して障害者自立支援法（当時、現、障害者総合支援法）を概観し、規約違反になるおそれのある点を7つ指摘している。そこには、障害者にとって多くの場合適切なケアを伴って初めて適切な居住の権利を満たすことや、施設の利用料を負担できず退所を余儀なくされる場合、戻った自宅が居住の質的要素を満たしていない場合には居住の権利が侵害されること等が含まれている。

ここから、障害者の住まいには「一般的意見4号」の「ロケーション(location)」「アフォーダビリティ(affordability)」が特に重要である。また、障害の特性によっては「サービス、物資、設備、インフラが利用できること」や「アクセシビリティ(accessibility)」「居住可能性(habitability)」も重要な要素といえる。

### 3) 災害と居住の権利に関する先行研究

大本（2015）が「居住の権利が前進するのは、巨大地震によって住居を失う多くの被災者がでたことによって政府は、渋々と住宅再建補助をするようになってからである」と述べるように、居住の権利を取上げた論文には、災害との関係で論じられたものが最も多い。またタイトルやキーワードに「居住の権利」が含まれていないものの、「居住の権利」に言及する論考は複数みられる（塩崎ほか2007, 田中ほか2009）。

災害と居住の権利に関して述べた論考は、阪神・淡路大震災（1995年1月17日発災）に端を発する。阪神・淡路大震災では、居住に関わる様々な問題が露呈した。その一つが、被災者が転居する中で生じた社会性の遮断である。この地震では被災地の地形から仮設住宅が臨海部や郊外に偏在することとなり、仮設住宅への早期入所が望ましいと考えられた高齢者らは、建設された仮設住宅から順に入居することとなった。このため、被災者はそれまでの住み慣れた地域から離れることを余儀なくされた。また、その後建設された復興公営住宅も、高層高密の大規模団地が多く、入居抽選方式などに代表される仮設住宅からの非連続性が被災者の社会関係の発達を阻害し、生活再建を妨げたと指摘されている（塩崎ほか2007）。

社会性の遮断と関連するのが、孤独死の問題である。孤独死を居住環境特性の視点から分析した田中ら（2009）は、復興住宅における孤独死を「経済的・身体的に不利な状況にある被災者が、社会的接点を次第に減少させる中、大規模・高層といった居住環境におけることによって周囲の人びとの没交渉に陥るだけでなく、その存在さえも認識されない境遇へと導かれ、社会的孤立の果てに死に至ること」と定義し、孤独死を住まいとの関係で把握している。

被災後は経済面でも問題が生じる。復興公営住宅の家賃は、入居者の所得に応じて建物管理開始後5年間は最大で通常家賃の約7割が減免されるが、6年目以降は段階的に通常家賃に引き上げることとなっている。高齢者を含め収入が限られる人、生活再建がままならない人にとって、徐々に家賃が発生、高額化していくことは負担が大きく、場合によってはさらなる転居が生じることもある。

メキシコに本部を置く居住権擁護団体のハビタット国際連合会（HIC）は、阪神大震災発災後に調査活動を行い、報告書を作成している。その中で「居住の権利」と

は「地震などにより不本意に移転を余儀なくされた人々には『もとの地域や隣人の中に戻る権利』」「自分の土地や家がない人には、もとの場所から遠くないところに支払い可能な公営住宅が保障される権利」「避難所に入れず、もとの住居近くの公園等に住む人々には、強制立退きさせられない権利」を意味すると指摘している（近畿弁護士会連合会編：32）。

その後も東日本大震災（2011年3月11日発災）や熊本地震（2016年4月14日発災）等、大規模災害の発生後には、被災者の住まいにかかる内容に着目した研究が複数みられる。特に東日本大震災では、原子力発電所の事故により避難指示区域が設けられ、それまで生活していた居住地から離れるをえなくなった被災者が大きな問題を抱えている。森松（2017）、豊田（2017）、山根（2017）は当事者やジャーナリスト、精神保健福祉士という立場から東日本大震災後の原発避難にかかる生活や除染の実態を明らかにし、居住の権利が侵害されたことを訴えている。

また、森川（2017）や美濃（2019）は、原発事故避難者に対する住宅無償提供の打ち切り（応急仮設住宅の供与打ち切り）は住民にとって強制立退きにあたり、居住の権利を侵害していると訴える。さらに美濃（2019）は、原発事故で避難した人々を再び放射能汚染が解決されていない危険な場所に帰還させることは、健康に暮らす場を持つ権利を含む、居住の権利の侵害にあたると述べている。

### 4) 国際人権規約やハビタットに関する先行研究

居住の権利にかかる国際人権規約や「一般的意見4号」について検討した論考は複数ある。「一般的意見4号」が示されたことを、水野（2019）は「相当な程度まで、11条の内容は具体化されており、いかなる行為が問題となるかがわかるようになっている」と評価する。また穂坂（2012）は「居住の権利」を「単に頭上に屋根を与えるとか、単なる商品として住戸を購入する、というのではなく、『いざれかの場（a place）に、安定して平和にかつ尊厳をもって、住む=暮らす=生きる（to live）権利』を意味する。」と読み解く。

このように「居住の権利」の意義を説く論考がある一方、日本では「居住の権利」は広がりをみせていない。その理由を水野（2019）は「人権規約は、裁判規範としては、その論拠や構成は様々であるが、実質的には日本の事情に照らしていないということなどを理由として、

具体的な権利を付与するものではないと位置づけられる.」と説明する。

つづいてハビタットに関する先行研究であるが、岡本（2017）は、ハビタットⅠからⅢの変遷を明らかにし、3つの重要な要素（議論の論点の変化、議論への参加者の広がり、議論の展開戦略）を指摘した。議論の論点に着目すれば、ハビタットⅠでは「居住」概念、ハビタットⅡでは「居住への権利」、ハビタットⅢでは「居住」を脅かす課題としての「社会的貧困」「格差拡大」「環境劣化」に変化している。ハビタットの議論の中で、社会的貧困や格差といった社会福祉でも重視される課題への言及がみられる点は看過できない。

穂坂（1997）は、ハビタットⅡで行われた「居住の権利」をめぐる議論の過程を明らかにしている。穂坂によれば、ハビタットⅡでは「the right to adequate housing」という概念を採択文書に書き込むことに、米国（および追随する日本）政府は、世界人権宣言や国際人権規約を是認しつつも、『居住の権利』の明示的表現に執拗に抵抗した」という。その理由は「ハビタートⅡ（原文ママ）が居住問題そのものを議題とする世界会議であり、そこで『居住の権利』を確認すれば新しい権利概念を成立させてしまうと懸念したのであろう」<sup>13)</sup>と述べる。ハビタットⅡでの議論の結果、最終的には採択文書に「適切な居住の権利の完全で漸進的な実現」という表現が盛り込まれることになった。だが、米国に追随した日本政府が「居住の権利」の確立に批判的だった点は、現代の日本で「居住の権利」が尊重されていない現状と符合する。

ハビタットⅢに向けて日本政府が2015年12月に提出した報告書「ナショナル・レポート」<sup>14)</sup>に対する問題点として、塩崎ら（2017）は、住宅貧困の記述がない点を指摘した「第3回国連人間居住会議（ハビタットⅢ）の開催にあたって 日本政府報告書の問題点と私たちの見解」<sup>15)</sup>を発表している。その中で「私たちは、ハビタットⅢの開催にあたって、現在検討されている『新たな住宅セーフティネット』が我が国の住宅困窮各層の実態と要求に基づき、実効性のあるものとすることを強く求めるものである。また、公営住宅制度をはじめとした公的住宅制度の再生、充実・強化を求めるものである。」と訴求する。また、ハビタットⅢの開催にあたっては「狭義の住宅政策のみならず、都市政策、福祉政策、災害復興等、『人間居住』に関連するあらゆる政策において、『住まいは基本的人権である』というハビタットの

理念が貫かれることを政府に求める」と訴える。

また坂庭（2017）は、ハビタットⅢ後に提出された日本政府の評価（2016年10月28日発表）に対し、「日本政府の対応のほとんどは、『人間居住の実現』を欠落させていることにある」と指摘する。また「ナショナル・レポート」に対しても「はるかに後景に退けられた『人間居住の実現』と『住宅・居住政策』が報告書の特徴」「20年前に提起された課題にかみ合った内容は日本政府報告書には全く見られず、表面的なことを記述しているだけ」と批判している。以上のように既存研究では、日本政府がこれまで「居住の権利」を重要視せず、人の尊厳を護るための権利として十分に認識してこなかったことを指摘している。

#### 4. 「居住の権利」と社会福祉の理念

今後あらゆる人の「居住の権利」を実現するために、従来のように研究者や専門家が指摘し、日本政府に訴えることは大切である。それとあわせて広く認識が広まるよう、ミクロレベルの意識に働きかけていくことも重要である。具体的には、居住支援に携わることが多い福祉人材が抛りどころとする社会福祉の理念と重ねて居住の権利を検討し、住宅に問題を抱える人や居住支援に携わる人、多くの人に伝え理解を広めていくことが、居住の権利実現にむけた一手になるのではないかと考える。

居住の権利が侵害されるとは、「いざれかの場（a place）に、安定して平和にかつ尊厳をもって、住む=暮らす=生きる（to live）権利」（穂坂2012）が侵害され、「適切な住居」を示す「一般的意見4号」の7つの要素が充足されていない状態を意味する。換言すれば、「居住の権利」の侵害とは、社会的排除や社会的不利な状況に置かれ、人としての尊厳が護られていないことを意味する。早川（1979：193）は「貧しい住居は人格・品性に多大の影響を与えると同時に、住意識自体をも貧困化させ、人間らしい住宅への要求を萎えさせる。」と述べる。ここから、人間らしい住宅への要求とは自らの尊厳を自覚し、自らの人生を主体的に生きることを目指すことともいえる。これは、居住支援に携わる者にとって、クライエントに最終的にこうあってほしいと望む姿ともいえる。この姿を目指すための方策はさまざまあるが、いずれの方法をとるにせよ、支援者にはクライエントを力をもつ存在と認識し、エンパワメントの観点や姿勢が不可欠である。

また、いかなる人であっても一方的に立退きを求めら

れたり、経済状況を理由に劣悪な環境におかれたり、アクセスのしづらい環境に住むことを強いられてはならない。支援者は住まいの困窮は生活や就労、経済状態や人間関係にも大きく影響することを認識するとともに、社会との関係の中で支障をきたすものだと理解しなければならない。したがって、支援者は住まいも視野に入れて、クライエントを巻き環境にソーシャル・インクルージョンが志向されているか、またノーマライゼーションが実現できているかを意識しなければならない。

宮崎ら（2005）は「なぜ『居住の権利』は実現されるべきものなのか。それは人として生まれながらに持つ権利であり、居住が侵されると人々の生存や人格を危うくするなど、人間存在にかかわる必須条件だからである。」と述べる。支援者は、居住が脅かされると人々の生存や人格が危うくなることを深く認識し、すべての人々に「居住の権利」があることを自覚して支援にあたることが求められる。

### 注記

- 1) 国土交通省は「居住支援」について明確な定義を行っていないが、近年、居住支援とは適切な住まいを提供する「入居支援」と、入居後に必要な「生活支援」を一体的に提供する支援として認識されている（白川2022）。
- 2) 國際的に、the right to adequate housing (ないし the right to housing) という表現は、子どもの権利宣言（1959）、人種差別撤廃条約（1965）、国連総会による世界居住戦略（1988）、地球サミットでのアジェンダ21（1992）等に見られる。また、1986年の国連人権委員会による「居住の権利の実現」決議以来、人権関連の国連諸機関はこの問題を採択している（穂坂1998）。
- 3) 世界人権宣言における「居住の権利」に触れたものとしては、主に第25条1項を挙げる意見が多いが、白川（2013）は、第13条1項を挙げている。
- 4) 日本語訳は、稻葉（2018）を引用した。
- 5) イスタンブール宣言の内容は、次のサイトで確認することができる。  
<https://mirror.unhabitat.org/content.asp?ID=407&catid=366&typeid=24,20220912>
- 6) ニュー・アーバン・アジェンダの詳細については、次のサイトで確認することができる。  
<https://habitat3.org/wp-content/uploads/NUA-Japan ese.pdf,20220904.>

- 7) ホームレスや路上生活者と居住の権利に関する論文には、穂坂（1998）、窪田（2004）、内藤（2011）がある。
- 8) 障害者と居住の権利に関する論文には、熊野（2007）がある。
- 9) 災害と居住の権利に関する論文には、宮崎ほか（2005）、熊野（2011）、早川（2012a）、早川（2012b）、穂坂（2012）、森松（2017）、森川（2017）、豊田（2017）、山根（2017）、美濃（2019）がある。
- 10) ハビタットに関する論文は、穂坂（1997）、岡本（2017）、塩崎ら（2017）がある。
- 11) 國際人権規約や国連の活動に関する論文には、熊野（1997）、岸本（2001）がある。
- 12) 大阪高等裁判所平成21年2月18日判決・判例集未登載。
- 13) 米国が「居住の権利」を普遍的な人権として認知することを拒否した理由は、「適切な住宅をもたない個人が政府を相手に訴訟を起こす事態を恐れた」（穂坂2012）からともいわれている。この時の米国や日本の様子については穂坂（1998）が詳しく取上げている。
- 14) 「第3回国連人間居住会議ナショナル・レポート」（2015年12月）は、次のサイトで確認することができる。  
[http://www.mlit.go.jp/common/001115226.pdf,20220903.](http://www.mlit.go.jp/common/001115226.pdf,20220903)
- 15) 「第3回国連人間居住会議（ハビタットⅢ）の開催にあたって　日本政府報告書の問題点と私たちの見解」（2016年10月15日）は、次のサイトで確認することができる。  
[http://www.ne.jp/asahi/jutaku/kaigi/habitat3jp.pdf.20220903.](http://www.ne.jp/asahi/jutaku/kaigi/habitat3jp.pdf.20220903)

### 引用・参考文献

- 近畿弁護士会連合会編（1997）『阪神・淡路大震災人権白書 高齢者・障害者・子ども・住宅』明石書店  
外務省「世界人権宣言と国際人権規約」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html,20220829.](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html,20220829)
- 窪田亜矢（2004）「東京都区内における路上生活者支援施策の現状と課題」『都市計画論文集』39.3,

607-612.

内藤光博（2011）「『居住の権利』に関する憲法学的考察：公園内居住者（ホームレス）強制立退き事件大阪高裁判決を素材として」『専修法学論集』111, 97-122.

岡本祥浩（2019）「日本のホームレス問題と総合的政策の必要性」『総合政策論叢』10, 17-28.

熊野勝之（2007）「居住の権利と障害者自立支援法」『さぼーと：知的障害福祉研究』54(2), 24-29.

大本圭野（2015）「憲法25条（生存権）と居住の権利－公営住宅を中心に」『居住福祉研究』19, 72-83.

塙崎賢明・田中正人・目黒悦子ほか（2007）「災害復興公営住宅入居世帯における居住空間特性の変化と社会的「孤立化」：阪神・淡路大震災の事例を通して」『日本建築学会計画系論文集』72(611), 109-116.

田中正人・高橋知香子・上野易弘（2009）「災害復興公営住宅における「孤独死」の発生実態と居住環境の関係」『日本建築学会計画系論文集』74(642), 1813-1820.

森松明希子（2017）「避難者から『避難の権利』は「平和のうちに生存する権利：『被ばくから免れ健康を享受する権利』の確立を求めて」『建築ジャーナル』1267, 22-24.

豊田直巳（2017）「フォトジャーナリストが見た 除染という公共事業：帰還=復興か」『建築ジャーナル』1267, 16-18.

森川清（2017）「弁護士から 避難指示区域外の避難者に対する住宅無償提供打ち切りは、「居住の権利」の侵害である」『建築ジャーナル』1267, 19-21.

美濃由美（2019）「原発事故避難者に対する住宅無償提供打ち切りと「居住の権利」」『居住福祉研究』28, 4-16.

水野吉章（2019）「現在の居住人権－人権保護システムと居住福祉」『居住福祉研究』28, 17-35.

穂坂光彦（2012）「国連人権理事会決議『災害状況における居住の権利』」『居住福祉研究』14, 55-62.

岡本祥浩（2017）「ハビタットの変遷：バンクーバー・イスタンブールからキト」『住宅会議』99, 16-21.

穂坂光彦（1997）「居住の権利とは何か：HABITAT IIをめぐって」『現代世界と人権』11

坂庭国晴（2017）「HabitatⅢと日本政府の対応の問題点」『住宅会議』99, 22-25.

早川和男（1979）『住宅貧乏物語』岩波書店

宮崎陽子（2005）「「居住の権利」をどう位置づけるのか：家政学の役割と期待」『家政学原論研究』39, 42-49.

白川泰之（2022）「「居住支援」をどう定義すべきか：住宅・福祉を架橋する共通言語化に向けて」『エイジングインプレイス：高齢者の地域居住の推進をめざして：財団ニュース』156, 3-16.

穂坂光彦（1998）「第4章 第1節 野宿生活者の「居住の権利」」<笹島>問題を考える会編『<笹島>問題をめぐる現状と政策提言』100-112.

白川泰之（2013）「社会手当、「居住の権利」と地域善隣事業（1）」『いい住まいいいシニアライフ：財団ニュース』117, 1-15.

稻葉剛（2018）「第10章 拡大する「住まいの貧困」とハウジングファースト」稻葉剛・小川芳範・小川すいめい編『ハウジングファースト』山吹書店

宮崎陽子・李華・岸本幸臣（2005）「被災10年後の住宅・生活復興に関する研究」『一般社団法人日本家政学会研究発表要旨集』57, 258.

熊野勝之（2011）「居住の権利は天災を人災に転化しないインフラである」『居住福祉研究』12, 21-32.

早川和男（2012a）「居住福祉評論 基本人権としての「居住の権利」：防災・復興の根本条件としての居住福祉」『居住福祉研究』14, 39-46.

早川和男（2012b）「基本的人権としての『居住の権利』：防災・復興の根本条件としての居住福祉」『月刊保団連』1106, 37-42.

熊野勝之（1997）「『居住の権利』の“発見”と国連NGO調査団招請へ」『法学セミナー』508, 76-77.

岸本幸臣（2001）「『居住の権利』国連対抗報告書：政府との対話活動はじまる」『住宅会議』51, 22-25.

# Research on The Right to Adequate Housing and The Philosophy of Social Welfare Studies: Perspectives for Promoting Housing Support

Machiko OKABE

Department of Welfare Science,  
Faculty of Welfare and Health Science,  
Fukuyama Heisei University

## Abstract

This paper clarifies the content of the internationally established “the right to adequate housing”. “The right to adequate housing” is investigated based on the philosophy of social welfare studies. The objective is to clarify the perspectives and attitudes that are required of supporters. International treaties on the “the right to adequate housing” include the Universal Declaration of Human Rights and the International Bill of Human Rights. Various issues related to human housing have been discussed in Habitat I-III. General Comment No. 4 of the International Bill of Human Rights has defined “adequate housing” in terms of seven elements. Previous research on the “the right to adequate housing” includes the right to housing for homeless and disabled people, disasters and the right to housing, habitats, the International Bill of Human Rights, and United Nations activities. A review of these papers and related research shows that all of them indicated the importance of the “the right to adequate housing”. However, in Japan, the “the right to adequate housing” is not widespread.

People whose right of housing has been violated are socially excluded and disadvantaged, and there is no human dignity given to them. It is important that supporters understand those peoples’ right to housing in light of social welfare principles in order for them to achieve those rights. Specifically, supporters have the perspective of empowerment. Examples include being conscious of whether the society that surrounds a client is one of social inclusion or whether normalization has been achieved. Supporters must also understand that threatened housing is a matter of human existence. There must be awareness that every person has the right to adequate housing.

KEY WORDS : the right to adequate housing, social welfare studies, housing support